

修正国際基準公開草案第 2 号「「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案」に対する意見

2016 年 5 月 31 日
日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、IFRS のエンドースメント手続の実施に対する、企業会計基準委員会の継続的な努力に敬意を表すとともに、このたび公表された修正国際基準公開草案第 2 号「「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案」（以下「本公開草案」という。）に対して、下記のとおり意見を申し上げます。

記

当協会は、国際財務報告基準（IFRS）の設定主体である国際会計基準審議会（IASB）及び IFRS 財団の活動に対し、IASB の前身である国際会計基準委員会（IASC）の創設以来、約 40 年にわたり深く関与しており、その活動を継続的に支持している。また、IFRS 財団の目的である、高品質で容易に理解でき、かつ執行可能性を持った、グローバルに受け入れられる単一の財務報告基準の作成を支持している。さらに、IFRS 財団の究極の目的は、IASB が策定した IFRS（以下、「IFRS」という。）が修正されることなくアドプションされることであると理解している。

当協会は、我が国における IFRS のエンドースメント手続は、IFRS の任意適用の積上げ、及び IFRS に対する積極的な意見発信を図るための方策の一つとして提言され、貴委員会にて対応が行われていると理解しているものの、初度エンドースメント手続における公開草案に対する意見（2014 年 10 月 31 日）でも述べたように、IFRS のエンドースメント手続を、指定国際基準の指定の手続の一部として制度上確立させるよう関係者との間で調整を図ること、エンドースメント手続の帰結は、究極的には、「修正国際基準」の作成に至ることなく、基準の削除又は修正は行われたいものとするのが望ましいと考える。

当協会としては、引き続き、「修正国際基準」による削除又は修正は可能な限り最小限のものとし、やむなく削除又は修正を実施する場合は、その根拠が貴委員会の従来からの国際的な意見発信及び既存の削除又は修正項目と整合的であることを慎重に検討することを希望する。また、我が国会計基準と IFRS との差異を縮小することで企業が容易に IFRS へ移行できる環境を整えるという考えに基づき、我が国会計基準の改善の取組を加速することも強く希望する。

本公開草案に付された個別の質問項目に対する当協会の意見については、次頁以降に記載する。なお、意見については「修正国際基準」が任意に適用される会計基準であることを前提とする。

質問項目

質問 1

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資をヘッジ対象とした公正価値ヘッジのノンリサイクリング処理

「IFRS 第 9 号「金融商品」(ヘッジ会計並びに IFRS 第 9 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 39 号の修正) (2013 年 11 月公表)」(以下「IFRS 第 9 号 (2013 年)」という。)では、その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを選択した資本性金融商品への投資をヘッジ対象として公正価値ヘッジを行う場合に、ヘッジ手段に関してその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額を純損益にリサイクリング処理しないこととされています。

本公開草案では当該規定の「削除又は修正」を行い、純損益にリサイクリング処理する提案を行っています。これは、初度エンドースメント手続において、当該資本性金融商品への投資に関して生じるその他の包括利益のノンリサイクリング処理の取扱いをリサイクリング処理するように「削除又は修正」を行ったことに対応するものです。

本公開草案で提案している「削除又は修正」に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(回答)

貴委員会の従来からの国際的な意見発信との整合性の観点から、その他の包括利益のリサイクリング処理に関する論点を修正の対象にしたと理解している。

初度エンドースメント手続において、その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを選択した資本性金融商品への投資に関するその他の包括利益を、純損益にリサイクリング処理するように、「削除又は修正」している（現行の修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」）。

したがって、資本性金融商品への投資をヘッジ対象として公正価値ヘッジを行う場合に、ヘッジ手段に関してその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額を純損益にリサイクリング処理するように「削除又は修正」を行う提案は、現行の修正会計基準第 2 号と整合的であると考えます。

質問 2

キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベースス・アジャストメント

IFRS 第 9 号 (2013 年) では、非金融資産又は非金融負債に関する予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジに関して、当該資産又は負債が認識される等の場合に、ヘッジ手段に関して累積されたその他の包括利益累計額（キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金）を当該資産又は負債の当初の原価等を含めることとされています。また、その際、その他の包括利益累計額の変動を包括利益計算書においてその他の包括利益に反映させないとされています。本公開草案では当該規定の「削除又は修正」を行い、その他の包括利益累計額の変動を包括利益計算書のその他の包括利益に反映させる提案を行っています。

当該提案については、「削除又は修正」を行うか否かにかかわらず純損益への影響は変わらないため、「削除又は修正」を必要最小限とする観点から、「削除又は修正」すべきでないとの意見もありましたが、初度エンドースメント手続において、その他の包括利益の純損益へのリサイクリング処理が必要であるとする理由の 1 つとして、純損益と包括利益は本質的に認識時期の相違であるとの考え方を示しており、本公開草案ではこの点との整合性を図る観点で「削除又は修正」を提案しています。

本公開草案で提案している「削除又は修正」に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(回答)

貴委員会は、IASB が IFRS 第 9 号 (2013) において改訂した理由として挙げた、包括利益への 2 度の影響及びベースス・アジャストメントが業績事象に該当するという誤解を招くことの懸念に対しては、考え方の相違を示して問題がないとしている（「その他の包括利益の会計処理（案）」第 48 項）。

その上で、初度エンドースメント手続においてリサイクリング処理を必要とする理由の一つとして挙げた純損益と包括利益との関係の考え方（現行の修正会計基準第 2 号第 18 項 (3)）との整合性を図るため、ベースス・アジャストメントに関して「削除又は修正」を行うことは、首尾一貫した意見発信をする上である程度の意義があると考えます。

質問 3

その他、2013 年中に IASB により公表された会計基準等（第 3 項参照）のうち、質問 1 及び質問 2 で取り上げた項目以外で「削除又は修正」を行うべき項目があるとお考えの場合には、「削除又は修正」を行う項目の内容及び「削除又は修正」を行うべきと考える理由をご記載ください。

(回答)

「削除又は修正」を必要最小限とする貴委員会の判断基準からすると、2013 年中に IASB により公表された会計基準等のうち、質問 1 及び質問 2 で取り上げた項目以外で「削除又は修正」を行うべき項目はないと考える。

以 上